

Xバンド衛星通信中継機能等の整備・運営事業に関する入札説明書に係る質問（参加資格関係）に対する回答

No.	資料名	ページ	行	項目名	質問	回答
1	00_入札説明書	3	24	第3項(4)⑤	本事業衛星への保険付保等に係る作業支援を実施する企業が出資する場合は「構成員」、出資しない場合は「協力企業」という認識でよろしいでしょうか？	「本事業衛星への保険付保等に係る作業支援」は、「本事業の全般管理に関する業務」の一部であり、これをSPCから直接受任し、若しくは請け負うことを予定する場合は、応募者を構成することとなるため、出資の有無に従い、構成員又は協力企業となります。 また、「本事業衛星への保険付保等に係る作業支援」を実施する企業が、これを直接受任せず、かつ、請け負わない場合であっても、(ア)「本事業の全般管理に関する業務」の全部若しくは主たる部分全体を再受任し、若しくは下請負することを予定する場合、(イ)入札説明書第4項(1)②のただし書きに掲げる他の主要な業務の全部若しくは一部をSPCから直接受任し、若しくは請け負うことを予定する場合、又は(ウ)当該他の主要な業務の全部若しくは主たる部分全体を再受任等することを予定する場合も、応募者を構成することとなるため、構成員又は協力企業となります。 他方、「本事業衛星への保険付保等に係る作業支援」を実施する企業が、入札説明書第4項(1)②のただし書きに掲げる主要な業務を直接受任等することなく、当該付保等支援業務を全般管理企業から再受任し、又は下請負する場合は、応募者を構成しないため、構成員又は協力企業として本事業に参画することはできません。
2	00_入札説明書	3	25	第3項(4)⑥	SPCは、本事業を安定的・効率的に推進するために、プロジェクトマネジメント業務、ファイナンシャルアドバイザー業務、SPCの事務業務、経理業務等を委託することになります。こういった業務は「⑥その他の業務」に該当するという理解でよろしいでしょうか。	ご質問で例示された業務は「本事業の全般管理に関する業務」における統括マネジメント業務の一部に該当します。
3	00_入札説明書	3	25	第3項(4)⑥	⑥その他の業務を実施する企業が出資する場合は「構成員」、出資しない場合は「協力企業」という認識でよろしいでしょうか？	もっぱら「その他の業務」のみを受任し、又は請け負うことを予定する企業は応募者を構成しません。したがって、もっぱら「その他の業務」のみを受任等することを予定する企業は、構成員又は協力企業として本事業に参画することはできません。
4	00_入札説明書	3	26	第3項(4)⑥	特別目的会社（事業者）財務経理等の会社管理業務を行う企業は、⑥その他業務に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	財務経理等の会社管理業務は、「その他の業務」ではなく、「本事業の全般管理に関する業務」に含まれます。 No.2の回答を併せて御参照ください。
5	00_入札説明書	5	17	第4項(1)	「⑥その他の業務」を行う企業の参加資格要件は、「4.競争参加資格」の(1)と(2)を満足していればよろしいでしょうか。	もっぱら「その他の業務」のみを受任し、又は請け負うことを予定する企業は応募者を構成しないため、入札説明書に定める競争参加資格を満足する必要はありません。

No.	資料名	ページ	行	項目名	質問	回答
6	00_入札説明書	5	17	第4項(1)①	「応募者は、①～⑤に掲げる業務等の実施にあたり…構成される。」とありますが、「⑥その他の業務」を行う企業も構成員又は協力企業として参画できるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 3の回答を御参照ください。
7	00_入札説明書	7	11	第4項(2)③	「国から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。」とありますが、国の定義を明確にしていただけますでしょうか(他の省庁含むのか、防衛省の部局のみなのか)。	入札説明書における「国」とは防衛省を指します。このため、防衛省から指名停止の措置を受けている期間中の者は本事業の応募者になることはできません。
8	00_入札説明書	8	5	第4項(4)	建設会社が局舎の整備を事業者から直接請け負う場合、「建築一式工事」(防衛省建設工事)のAだけで良く、「物品の製造」(全省庁統一規格)のAは不要と考えて良いでしょうか。	建設会社が局舎の整備のみを請け負う場合、御指摘のとおり、「建設一式工事」のA等級以上に格付けされた競争参加資格を有することの他、入札説明書第4項(1)基本的要件及び入札説明書第4項(2)共通の参加資格要件が求められます。 ただし、この場合、応募者として局舎の整備を除いた残余の「地上施設の整備に関する業務」をSPCから直接受任し、又は請け負う企業が別途存在し、かつ、当該企業が入札説明書第4項(1)基本的要件及び入札説明書第4項(2)共通の参加資格要件並びに平成22・23・24年度防衛省競争参加資格(全省庁統一参加資格)「物品の製造」のA等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有していることが必要です。
9	00_入札説明書	8	5	第4項(4)	建設会社が局舎の整備を事業者から再委任又は下請負により受任し、若しくは請け負って実施する場合も、「建築一式工事」(防衛省建設工事)のAが必要なのでしょうか。	必要です。ただし、局舎の整備を含む「地上施設の整備に関する業務」をSPCから直接受任し、又は請け負う企業が「建築一式工事」のA等級以上に格付けされた競争参加資格を有しており、当該企業と御質問の建設会社との関係が「一括下請負」に該当しない場合は、必要ありません。
10	00_入札説明書	8	30	第4項(7)	本事業の全般管理に関する業務のうち、d. 本事業衛星への保険付保等に係る作業支援を実施する企業も、衛星事業又はPFI事業を統括的に管理した業務実績は必須でしょうか?	「本事業衛星への保険付保等に係る作業支援」を実施する企業については、参加資格要件を定めておりません。ただし、応募者として、「本事業の全般管理に関する業務」の全部若しくは一部をSPCから直接受任し若しくは請け負い、又はその全部若しくは主たる部分全体を再受任し、若しくは下請負いすることを予定する場合は、入札説明書に定める競争参加資格を満足する必要があります。

No.	資料名	ページ	行	項目名	質問	回答
11	00_入札説明書	8	30	第4項(7)	<p>全般管理企業は要件①、②を満たすことが求められていますが、例えば、全般管理業務のうち、第3項(4)⑤aではなく、bかdの何れかを事業者から直接請け負う企業についても、当該要件①、②を満たす必要があるのでしょうか。</p>	<p>「Xバンド衛星通信システムに係る技術支援」又は「本事業衛星への保険付保等に係る作業支援」をSPCから直接請け負う企業は、「統括マネジメント業務」を含む「本事業の全般管理に関する業務」を実施する企業を介することなく、当該企業と並立して「本事業の全般管理に関する業務」のうちの当該業務に関する部分を実施することになります。</p> <p>このため、御質問のケースに該当する企業は、ひとつの業務である「本事業の全般管理に関する業務」を複数の企業で分割して実施する場合において、当該業務の全部又は一部をSPCから直接受任し、又は請け負う企業の一つとして位置付けられることとなるため、本事業への応募者として、「本事業の全般管理を実施する企業」の参加資格要件を満足することが求められます。</p>
12	00_入札説明書	8	30	第4項(7)	<p>全般管理企業は要件①、②を満たすことが求められていますが、例えば、全般管理業務のうち、第3項(4)⑤aではなく、bかdの何れかを事業者から直接請け負う企業についても、様式6-3を提出する必要性はあるのでしょうか。</p>	<p>必要です。No. 11の回答を併せて御参照ください。</p>